諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:令和元年9月11日(令和元年(行個)諮問第82号)

答申日:令和2年7月13日(令和2年度(行個)答申第40号)

事件名:本人が行った労災請求に関する調査復命書の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人に係る「特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書」 (以下「調査復命書」という。)に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)の訂正請求につき,不訂正とした決定については,妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、令和元年5月21日付け東労発総個訂第30-16号により東京労働局長(以下「処分庁」という。)が行った不訂正決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載 によると、おおむね以下のとおりである。

(1)審査請求書

開示を受けた調査復命書に事実ではないことが書かれていたので訂正 請求したが、訂正されなかったため。

認定事実や総合判断の欄に「特定個人が請求人に何度注意しても指示を守らないため」とありますが、私は一度も指示を守らなかったことは ございません。

特定個人の指示に従って仕事をしていると、特定個人が私に指示を出 したことを忘れたり、指示していないのに指示したと思い込み、支離滅 裂に私を怒鳴ってきていました。(中略)

私は、現実の適切な指示には、ほぼ100%従っていました。特定個人の空想や妄想の指示に従うのはとてもとても難しいことで、普通では無理です。(中略)

調査復命書の「特定個人が審査請求人に何度注意しても指示を守らない」は、現実的ではなく、事実ではございません。この文章が行政機関に保有されていると思うと、名誉毀損されている思いで、精神的苦痛が

この上ないです。この文章をどうか訂正してくださいますようにお願い申し上げます。

(2) 意見書

ア 意見書1

「労災を認めたのだから、そのプロセスで事実誤認があったとして も文句は言わせません」という理屈は間違っていると思います。

プライバシーの権利は、各個人が自らの個人情報をコントロールできること(間違った個人情報が行政機関に保有されている場合、それを訂正できること)まで含むと考えるならば、目的達成とは関係なしに訂正が認められるべきであると思います。

イ 意見書2

(中略)相手方事業主は、特定労働基準監督署の事情聴取において 事実ではないことを述べていました。現在行われている裁判において も、事実ではないことを述べたり、偽造した労働契約書を証拠提出し てきたりという(中略)態度で臨んでいます。(中略)

事実誤認された個人情報が行政機関に保有されてしまうのは間違っていると思います。間違った個人情報は訂正されるべきと思います。 (資料)略

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求の経緯
- (1)審査請求人は、平成31年3月22日付けで処分庁に対し、法の規定 に基づき、本件対象保有個人情報について別紙の内容の訂正を求める本 件訂正請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が不訂正の原処分を行ったところ、審査請求人は これを不服として、令和元年6月12日付け(同月13日受付)で本件 審査請求を提起したものである。
- 2 諮問庁としての考え方

本件訂正請求については、法29条の規定に基づき訂正をする義務がないことから、不訂正とした原処分は妥当であると考える。

3 理由

- (1) 本件対象保有個人情報について
 - ア 審査請求人は、平成31年3月4日付け東労発総個開第30-11 76号の開示決定に基づき、処分庁から「審査請求人が、平成31年 特定日付けで特定労働基準監督署から支給決定を受けた労災請求に係 る、決定理由がわかる調査結果復命書一式。」に記録された保有個人 情報の開示を受けた。
 - イ 本件対象保有個人情報は、そのうち審査請求人に係る調査復命書に 記録されたものであり、審査請求人は「特定個人が審査請求人に何度

注意しても指示を守らないため」と記載されている部分(以下「本件 訂正請求部分」という。)の訂正を求めている。

(2) 訂正の要否について

訂正請求については、法29条で「行政機関の長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認められるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成の範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」と規定されている。本件訂正請求部分は、保険給付を行うためという利用目的の達成に影響を及ぼすものではないことから、同条に基づく訂正を行う義務はない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと 考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和元年9月11日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年10月15日 審査請求人から意見書1を収受

④ 令和2年2月20日 審査請求人から意見書2及び資料を収受

⑤ 同年6月18日 審議

⑥ 同年7月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求及び原処分について

本件訂正請求は、審査請求人が法に基づき開示請求を行い、平成31年3月4日付け東労発総個開第30-1176号により一部開示決定された本件対象保有個人情報の一部について、別紙のとおりの訂正を求めるものである。

本件訂正請求に対し、処分庁は、本件保有個人情報は「その利用目的を 達成済みであることから、法に基づく訂正請求とは認められない」として、 不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙のとおりの訂正を求めているが、諮問 庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂 正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

- 2 訂正請求対象情報該当性について
- (1) 法27条1項は、何人も、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときは、 当該個人情報の訂正請求を行うことができるとしているが、その対象は 「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。
- (2) 本件対象保有個人情報は、上記1のとおり、審査請求人が法の規定に

基づき保有個人情報の開示請求を行い、処分庁から開示を受けたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

また、当審査会において、諮問書に添付された本件対象保有個人情報を確認したところ、本件訂正請求部分は、審査請求人に係る調査復命書の2、3、12及び19頁の4か所にあり、調査復命書の構成と記載内容から、当該部分は、審査請求人からの聴取書及び審査請求人が提出した音声データの記録を基に、特定労働基準監督署が労災認定の審査のために具体的な調査結果として取りまとめた内容の一部と認められる。このため、本件訂正請求部分は、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分(「事実」に限る。)について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法29条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになると解される。

- (2) 諮問庁は、理由説明書の記載(上記第3の3(2)) において、本件 訂正請求部分は「保険給付を行うためという利用目的の達成に影響を及 ぼすものではないことから、法29条に基づく訂正を行う義務はない」 旨説明する。
- (3)以下,上記2(2)の「事実」に該当する部分の訂正の要否について検討する。
 - ア 当審査会において確認したところ、本件訂正請求部分は、審査請求 人に係る調査復命書のうち、「総合判断」、「具体的出来事」及び 「認定事実」の各欄並びに「専門医の意見」欄の業務要因の検討の部 分の記載内容の一部であり、審査請求人は、このうち「特定個人が請 求人に何度注意しても指示を守らないため」の部分について、審査請 求人は指示を守ってきた旨に訂正するよう求めている。
 - イ 当審査会において調査復命書の内容を確認したところ,以下のとおりと認められる。

- (ア)調査復命書は、労災保険給付請求に関連して、審査請求人が発症 した特定疾病の業務起因性を判断するための調査結果をまとめたも のであり、本件訂正部分についての記載内容は、調査復命書の3 「業務による心理的負荷の有無及びその内容」の調査結果に基づい ている。
- (イ)調査復命書の3の「出来事」欄には、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」との記載があり、その「請求人の申述」欄には、審査請求人からの聴取書及び審査請求人が提出した音声データ記録を基に、事業主の発言内容又はその言動の記録が時系列順に並べられている。調査復命書の総合判断では、これらの記録内容を踏まえ、事業主の言動が「業務指導の範囲を逸脱」し「人格や人間性を否定するような言動」を含み「執拗に行われた」ものであること等が認定されている。
- (ウ)他方,調査報告書中に事業主の当該言動の原因や背景等まで調査 したことを示す記載はなく、また、審査請求人の申述は、いずれも 事業主の暴言の被害を受けてきたことに焦点が当てられている。
- ウ 上記イを踏まえると、本件訂正請求部分の記載は、審査請求人の聴取書及び音声データ記録を踏まえ、調査を担当した労働基準監督署職員が、労災認定の審査のため必要な範囲で、事業主の暴言による審査請求人の被害状況を要約整理したものであると解される。また、上記イ(イ)及び(ウ)のとおり、本件訂正請求部分に関して、審査請求人の申述内容と担当官による調査結果との間に特に不整合があるとは認められない。
- エ そこで、当審査会において、諮問書に添付された本件訂正請求書及 び審査請求書並びに審査請求人の意見書の内容を改めて確認したとこ ろ、審査請求人の主張は述べられているものの、どのような根拠に基 づき本件訂正請求部分の記載が事実でないとするのか、明確かつ具体 的に示されているとまでは認められない。
- オ 上記アないし工を踏まえると、本件訂正請求が、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があるとき」に該当するとは認められない。
- (4) したがって、本件訂正請求に応じることが、本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えているか否かを論じるまでもなく、本件訂正請求は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。
- 4 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。
- 5 付言

本件不訂正決定通知書には、本件訂正請求が「法に基づく訂正請求とは認められない」旨記載されているが、本件訂正請求は、法27条1項の規定に基づき行われている。今後、処分庁においては、不訂正決定の場合、その理由が、①訂正請求の法27条の規定非該当、②訂正請求に「理由」(法29条前段)なし、③「理由」はあるが訂正が「保有個人情報の利用目的の達成の範囲」(同条後段)外のどれであるかなど、訂正請求に係る法の規定を踏まえ、正確な理由の記載に留意することが望まれる。

6 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 髙野修一,委員 久末弥生,委員 葭葉裕子

別紙 本件訂正請求の内容

特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書の「総合判断」や「認定事実」の欄に記載されている「特定個人が請求人に何度注意しても指示を守らないため」の部分を訂正していただきたい。